

サービス内容のご案内

(訪問看護重要事項説明書)

<令和6年4月1日現在>

1. 当ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6435-4763(午前9時～午後5時)

担当 管理者 宮本 亜矢子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 法人の概要

法人名	有限会社 リハビリの風
代表者名	福田 創
所在地 連絡先	(住所) 東京都港区芝3丁目6番5号 (電話) 03-6435-4763 (FAX) 03-6435-4764

3. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	リハビリの風訪問看護ステーション みなと
所在地 連絡先	(住所) 東京都港区芝3丁目6番5号 (電話) 03-6435-4763 (FAX) 03-6435-4764
事業所番号	1367198161
管理者の氏名	宮本 亜矢子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種		人数	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1人	1人	0人	
訪問 看護 員	正看護師	3人	2人	1人	訪問看護
	准看護師	0人	0人	0人	訪問看護
	理学療法士	7人	7人	0人	訪問看護
	作業療法士	3人	1人	2人	訪問看護
	言語聴覚士	1人	1人	0人	訪問看護
事務員		2人	2人	0人	事務

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	港区、品川区、中央区、千代田区、大田区
---------	---------------------

* 上記以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) サービスの提供時間

9:00 ~ 17:00

(5) 休日

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

4. サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の書面による指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要、依頼に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリテーションを行います。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話でお申し込みください。職員がお伺いいたします。(居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にケアマネージャーとご相談ください。)訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。又、個人情報保護法に基づく同意書の内容ご理解の上、締結を願います。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。尚、その後の訪問看護サービスをご希望される場合は責任を持って他のステーションをご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

6. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割、2割または3割が利用者の負担額となります。

【料金表】

看護師が訪問看護を行った場合<利用者負担1割>

所要時間	基本料金	早朝(午前6時～午前8時まで) 夜間(午後6時～午後10時まで)	深夜(午後10時～午前6時まで)
30分未満	536円	671円	804円
30分以上1時間未満	936円	1,170円	1,405円
1時間以上1時間30分未満	1,283円	1,603円	1,925円

看護師が訪問看護を行った場合<利用者負担 2 割>

所要時間	基本料金	早朝(午前6時～午前8時まで) 夜間(午後6時～午後10時まで)	深夜(午後10時～午前6時まで)
30分未満	1,072 円	1,341 円	1,608 円
30分以上1時間未満	1,872 円	2,340 円	2,809 円
1時間以上1時間30分未満	2,565 円	3,206 円	3,849 円

看護師が訪問看護を行った場合<利用者負担 3 割>

所要時間	基本料金	早朝(午前6時～午前8時まで) 夜間(午後6時～午後10時まで)	深夜(午後10時～午前6時まで)
30分未満	1,608 円	2,011 円	2,412 円
30分以上1時間未満	2,808 円	3,509 円	4,214 円
1時間以上1時間30分未満	3,848 円	4,809 円	5,773 円

看護師による1回の訪問看護の時間を通算して上記時間を越えた場合

所要時間	1回の加算(1割)	1回の加算(2割)	1回の加算(3割)
1時間30分以上	342 円	684 円	1,026 円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を行った場合<利用者負担 1 割>

所要時間	基本料金	早朝(午前6時～午前8時まで) 夜間(午後6時～午後10時まで)	深夜(午後10時～午前6時まで)
20分未満	334 円	418 円	502 円
20分以上40分未満	668 円	835 円	1,004 円
40分以上1時間未満	903 円	1,129 円	1,355 円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を行った場合<利用者負担 2 割>

所要時間	基本料金	早朝(午前6時～午前8時まで) 夜間(午後6時～午後10時まで)	深夜(午後10時～午前6時まで)
20分未満	668 円	835 円	1,004 円
20分以上40分未満	1,336 円	1,669 円	2,007 円
40分以上1時間未満	1,806 円	2,258 円	2,709 円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を行った場合<利用者負担 3 割>

所要時間	基本料金	早朝(午前6時～午前8時まで) 夜間(午後6時～午後10時まで)	深夜(午後10時～午前6時まで)
20分未満	1,002 円	1,252 円	1,505 円
20分以上40分未満	2,004 円	2,504 円	3,010 円
40分以上1時間未満	2,709 円	3,386 円	4,063 円

* 夜間(午後6時から午後10時)、早朝(午前6時から午前8時)、深夜(午後10時から午前6時)の場合は、1回あたり上表の該当金額となります。

《その他の加算金額》

項目	基本料金			内容
	1割	2割	3割	
初回加算	342円	684円	1,026円	新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った場合算定する。(ご利用者様が過去2カ月において訪問看護の提供を受けていない場合も該当)
特別管理加算(Ⅰ)	570円	1,140円	1,710円	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態(経管栄養や中心静脈栄養の状態にある利用者も該当)
特別管理加算(Ⅱ)	285円	570円	855円	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理。在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門または人工膀胱を設置している状態。真皮を超える褥瘡状態。点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。
退院時共同指導加算	684円	1,368円	2,052円	退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師が退院時共同指導を行った後に指定訪問看護を行った場合算定する。但し初回加算を算定する場合は算定しない。
複数名訪問看護加算(Ⅰ)				
30分未満	290円	579円	869円	1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2人以上で看護を行った場合に算定する。
30分以上	459円	917円	1,375円	

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス系画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 交通費

2の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は以下の交通費が必要となります。

移動手段	
徒歩・自転車	無料
車	ガソリン代として2キロごとに500円
各種公共交通機関	実費

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

(4) 死後の処置料(訪問看護のサービスと連携して行われる場合)

5,000円

(5) キャンセル料

利用者の都合により無断でサービスをお休みなさる場合は、次のキャンセル料をいただきます。

無断でお休みの場合のキャンセル料 3,000円

* ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

(6) 利用料等のお支払方法

毎月、10日頃までに前月分の請求をさせていただき、その翌月(サービス利用月の翌々月)に別途指定頂きました口座より振替させていただきます。

領収書は、口座振替完了を確認した後に発行します。

- * 口座振替手続き(口座振替依頼書への記入等)をお願いします。
- * 利用料等のお支払いは口座引落にて基本お願いしておりますが、何らかの事情がある場合は、現金集金にても承りますのでご相談ください。
- * 当社の他のサービス(通所介護施設)を併用してご利用される方は、合算金額が口座引落となりますのでご了承ください。

7. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

8. 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理責任者 宮本 亜矢子
--------------	--------------

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

リハビリの風訪問看護ステーションみなと	電話 03-6435-4763 受付時間 9時から17時
港区保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援課係	電話 03-3578-2111 (内線 2881) 受付時間 9時から17時

9. 当訪問看護ステーションの特色等

主治医の指示を受けながら医療管理(在宅酸素療法管理、中心静脈栄養、経管栄養、胃瘻、褥創等)、介護ケア全般、リハビリ等、幅広い業務内容で在宅療養の支援をさせて頂いております。

10. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 宮本 亜矢子 相談時間 午前9時～午後5時 電話 03-6435-4763
東京都国民健康保険団体連合会	介護相談窓口 電話 03-6238-0177
港区の苦情・相談窓口	高齢者支援課介護事業者支援担当 電話 03-3578-2821

11. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	
	電話番号	

当事業者は、契約書及びサービス内容のご案内(重要事項説明書)に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。この契約の成立を証する為、本証2通を作成し利用者事業者各署名押印し1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

利用者

住所 東京都港区

氏名 _____ 印

ご家族

住所 _____

氏名 _____ 印 続柄 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印 続柄 _____

事業者

所在地 東京都港区芝3丁目6番5号

法人名 有限会社 リハビリの風

事業所名 リハビリの風訪問看護ステーション みなと 印

代表者名 福田 創

説明者 リハビリの風訪問看護ステーション みなと
管理責任者 宮本 亜矢子 印